令和3年度第3回 三郷市都市計画審議会 意見聴取資料

(特定生産緑地の指定について)

令和3年12月22日(水)

三郷市役所 全員協議会室

特定生産緑地の指定

1 三郷第18号生産緑地地区と三郷第30号生産緑地地区を次のように特定生産 緑地に指定する。

名 称	面積	備考
三郷第18号生産緑地地区	約0.12ha	
三郷第30号生産緑地地区	約0.10ha	

理 由

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき、本案のとおり指定するものである。

平成4年指定生産緑地 内訳表(令和2年度に特定生産緑地指定したものも含む)

対象となる生産緑地		地区数	面積
全体		105地区	約19.05ha
特定生産緑地		9 1 地区	
	地区全体指定	8 4 地区	約16.41ha
	地区一部指定	7地区	
その他		14地区	約2.64ha

特定生產緑地指定(案)一覧

生産緑地地区番号	位置		生産緑地 面積 ㎡	特定指定面積 ㎡	備考	図面番号
三郷第 18 号	三郷市高州一丁目	地内	1, 238. 00	1, 238. 00		1
三郷第 30 号	三郷市高州三丁目	地内	986.00	986.00		2
合計	2地区		2, 224. 00	2, 224. 00		

「区域は指定図表示のとおり」



八 例 —— 生産緑地地区内側

1/10000

- 5 -

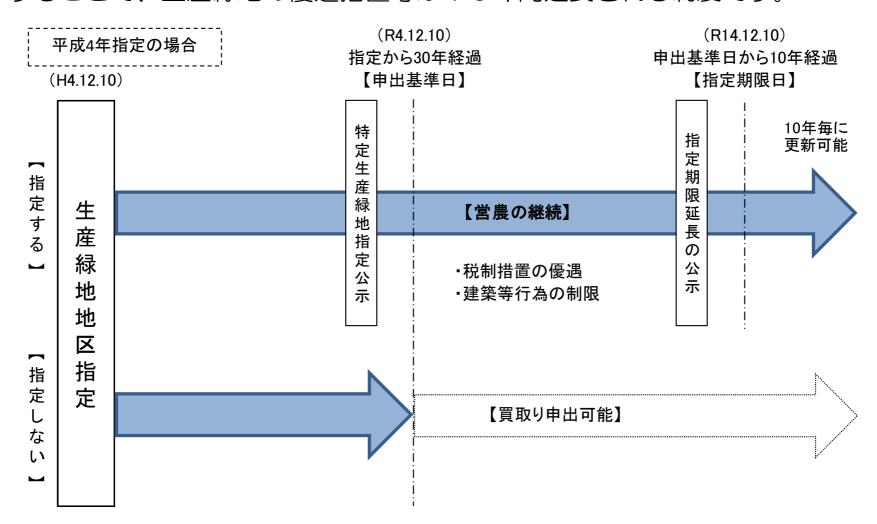
特定生産緑地の指定について【意見聴取】

参考資料

特定生産緑地制度について

平成29年に生産緑地法が一部改正され、特定生産緑地制度が創設されました。

特定生産緑地制度とは、生産緑地の所有者の意向を基に、生産緑地の指定から30年が経過するまでに、市が生産緑地を特定生産緑地として指定することで、生産緑地の優遇措置等が10年間延長される制度です。



■令和2年度からの特定生産緑地指定にかかるスケジュール

• 令和元年 11 月 特定生產緑地制度等説明会開催

・ 令和元年 12 月 申出基準日到来をお知らせ

• 令和2年 4月~7月 意向確認

令和2年 7月~9月 現地調査

• 令和2年11月 都市計画審議会

• 令和2年12月 特定生產緑地 指定公示

• 令和3年12月 都市計画審議会

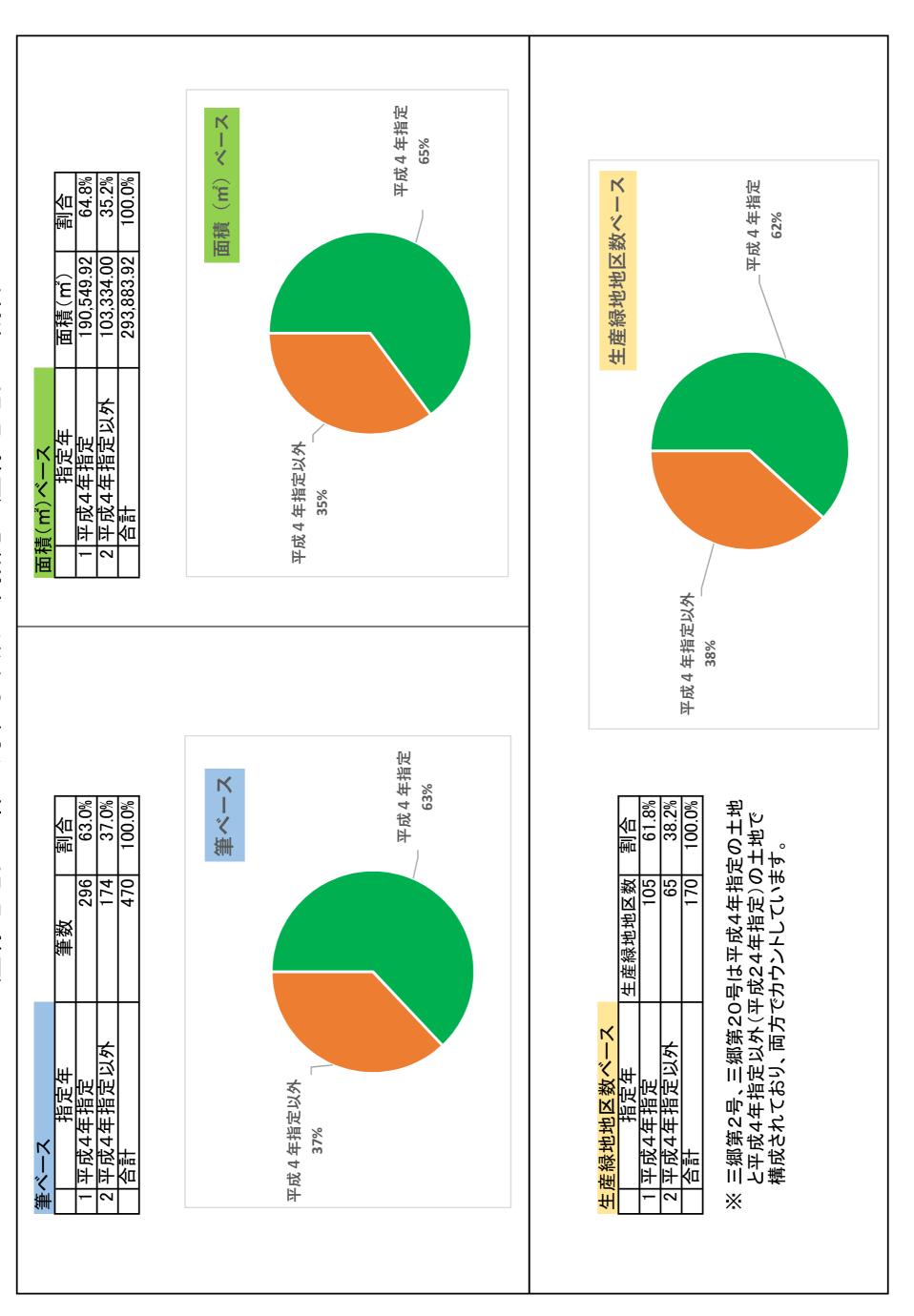
• 令和3年12月 特定生産緑地 指定公示(予定)

• 令和4年 6月~11月 都市計画審議会(予定)

• 令和4年 6月~11月 特定生産緑地 指定公示(予定)

• 令和4年12月 特定生産緑地 効力発生(予定)

生産緑地地区全体に対する平成4年指定生産緑地地区の割合



特定生産緑地指定に係る意向調査状況

